

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～愛知中部水道企業団より大切なお知らせ～

**令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定に有効期限が設定され、更新制に変わります。**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、水道法の一部が改正され、**令和元年10月1日**から指定給水装置工事事業者の指定に有効期限が設定されます。有効期限後も引き続き指定給水装置工事事業者として活動するには、**有効期限の末日までに指定を更新していただく必要があります。**

令和元年9月30日現在において、指定を受けている工事事業者さまは、本企业団から指定を受けた日によって、現在の指定の有効期限が決まります（下表参照）。

この指定は5年毎の更新が必要となります。

指定を受けた時期	現在の指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

- 更新の要件や必要書類は新規指定の申請時と概ね同じです。
- 指定の更新には、更新手数料として7,000円が必要となります。
- **更新対象となっている指定給水装置工事事業者さまには、別途通知いたします。** 指定給水装置工事事業者さまの名称・事業所の所在地等に変更がある場合には、速やかに本企业団まで届け出てください。

更新制に関するお問い合わせ先

愛知中部水道企業団 給水課 給水装置申請グループ

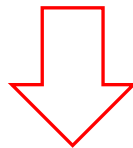
TEL 0561-38-0035

令和元年10月1日より設計審査手数料及び現場確認料が変わります。

愛知中部水道企業団給水条例の改正に伴い令和元年10月1日から本管の布設又は布設替距離が100mを超える設計審査手数料及び現場確認料について、下表のとおり変わります。

【改正前】

本管の布設又は布設替距離	設計審査手数料	現場確認料
30メートル以下のもの	7,400円	4,000円
30メートルを超え50メートルまでのもの	14,800円	8,000円
50mを超え100mまでのもの	24,000円	16,000円
100mを超えるもの	35,000円	32,000円



【改正後】

本管の布設又は布設替距離	設計審査手数料	現場確認料
30メートル以下のもの	7,400円	4,000円
30メートルを超え50メートルまでのもの	14,800円	8,000円
50mを超え100mまでのもの	24,000円	16,000円
100mを超えるもの	24,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額	16,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額

お問い合わせ先

愛知中部水道企業団 給水課 給水装置工事グループ

TEL 0561-38-0035